【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の４第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年６月29日
【会社名】	日本コークス工業株式会社
【英訳名】	NIPPON COKE & ENGINEERING COMPANY,LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　鹿毛　和哉
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はない。
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲三丁目３番３号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社の代表取締役社長鹿毛和哉は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備し、これを運用している。

なお、財務報告に係る内部統制が適切に整備され、運用されている場合においても、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、平成29年３月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価を実施した。

評価範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性から、必要な範囲を決定した。

連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）及び決算・財務報告に係る内部統制の評価については、売上高の僅少な事業拠点を除く全ての事業拠点を評価範囲とし、関係者への質問、記録の検証等の手続きにより、内部統制の整備及び運用状況を評価した。

また、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえた上で、売上高を指標として、連結売上高の２／３を超える事業拠点を重要な事業拠点として選定し、選定した事業拠点において、当社の事業目的に大きく関わる勘定科目である「売上高」、「売掛金」及び「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価対象とした。

さらに、事業拠点にかかわらず、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして個別に評価対象に追加した。

評価の対象とした業務プロセスについては、それぞれのプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、関連文書の閲覧や内部統制の実施記録の検証等の手続きにより、内部統制の整備及び運用状況を評価した。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成29年３月31日時点における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

付記すべき事項はない。

5【特記事項】

特記すべき事項はない。